令和6年度実施　沖縄県公立学校教員候補者選考試験問題

①専門試験　１３：３０～１４：３０

養　護　教　諭

マークシート記入上の注意

1　解答は、全てマークシートの問題番号に対応した解答欄に記入しなさい。
2　判別できないマークは、誤答となります。
3　解答の訂正は消しゴムで消し、くずはマークシートからきれいに取り除くこと。
4　受験番号は６桁の数字を記入し、０（ゼロ）を含む６桁全ての数字にマークすること。
5　氏名や受験番号を間違えて記入した場合、評価は行いません。
6　試験終了後のマークシート記入や確認は一切認められません。

諸注意

1　試験中は、ガムや飴等を含め一切の飲食は禁止です。
2　試験開始後は、試験終了まで退室することはできません。
3　試験中トイレに行きたくなった場合や、気分不良の際は、挙手して申し出てください。
4　問題やマークシートで印刷の不明な点がありましたら、挙手して申し出てください。
5　試験開始後に受験者本人と写真票の確認をします。

1　次の各問のアからオについて、正しいものを○、誤っているものを×としたときの組み合わせとして最も適当なものを、①から⑥の中から一つ選び、記号で答えよ。

⑴　次の文は、「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引－令和３年度改訂－」（令和４年３月　公益財団法人　日本学校保健会）に示された、思春期早発症について述べたものである。

［　1　］

思春期早発症には、ア　特発性中枢性といって正常な思春期が異常に早期に発来する場合と、腫瘍などからイ　性ホルモンが異常に分泌される場合とがある。多くはア　特発性中枢性であり、ウ　男子によくみられる。思春期が異常に早く経過するだけなので病気とはいえないが、身長の伸びが異常にエ　長く続くので、最終身長（成人身長）が極端にオ　高くなることが最大の問題である。日頃から保護者に思春期早発症について啓発しておくことが重要である。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	○	×	○	○
②	×	×	○	×	○
③	○	×	○	×	×
④	×	○	○	○	×
⑤	○	○	×	×	×
⑥	○	×	×	○	○

⑵　次の文は、「高等学校学習指導要領（平成30年３月告示）第２章　各学科に共通する各教科　第６節　保健体育　第２款　各科目　第２　保健　２　内容」について述べたものの一部である。 2

２　内　容

⑵　安全な社会生活について，自他や社会の課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　安全な社会生活について理解を深めるとともに，応急手当を適切にすること。

⑷　応急手当

適切な応急手当は，傷害や疾病の悪化をア　防止できること。応急手当には，イ　正しい手順や方法があること。また，応急手当は，傷害や疾病によって身体がウ　時間の経過とともに損なわれていく場合があることから，エ　継続的に行う必要があること。

オ　止血法などの応急手当を適切に行うこと。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	○	○	×	×
②	×	×	○	×	○
③	○	×	○	×	×
④	×	○	×	○	○
⑤	○	○	×	○	×
⑥	○	×	×	○	○

⑶　次の文は、「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引－令和３年度改訂－」（令和４年３月　公益財団法人　日本学校保健会）に示された、性感染症について述べたものである。 3

性的な接触によってうつる感染症を性感染症という。性器やア　咽頭（のど）などの粘膜や周辺の皮膚に、血液・精液・イ　分泌液などの体液が直接触れることによって感染が起こる。

性感染症には、ウ　性器クラミジア感染症、淋菌感染症、尖圭コンジローマ、性器ヘルペス感染症、エ　ＰＭＳなどがある。性感染症の中には、オ　不妊症の原因になるもの、妊娠中や出産のときに胎児にうつしてしまうもの、現在の治療では完全に治すことのできないものもあるので注意が必要である。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	○	×	×	○
②	○	×	○	×	○
③	○	○	○	×	○
④	×	×	×	○	×
⑤	○	×	×	○	×
⑥	×	○	○	○	×

⑷　次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成27年度改訂」（平成28年３月　公益財団法人日本学校保健会）に示された、尿検査の方法について述べたものの一部である。［ 4 ］

・　尿は、尿中の蛋白、糖等についてア　試験紙により検査する。
・　正しい採尿は、イ　就寝前に排尿をさせ、翌朝一番尿を少し排尿してからウ　中間尿を10ml程度採尿する。
・　女子で採尿日が生理日及びその前後１～２日であれば、エ　別の日に採尿させて検査する。
・　オ　尿糖は６～12時間後に陰転することがあるので、検査は採尿した当日（採尿後５時間以内）に完了することが望ましい。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	○	○	○	×
②	○	×	×	×	○
③	○	○	○	○	×
④	×	×	×	×	○
⑤	○	×	×	○	×
⑥	×	○	○	×	○

⑸　次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成27年度改訂」（平成28年３月　公益財団法人日本学校保健会）に示された、糖尿病について述べたものの一部である。［ 5 ］

・１型糖尿病
　１型糖尿病は膵臓のインスリンを産生しているβ細胞がウイルス感染やア　自己免疫現象などによって破壊され、インスリン分泌能がイ　著しく低下して起こる。多くは急速に発症し、口渇、多飲、多尿などの症状が現れ、糖尿病と診断される。
・２型糖尿病
　インスリンは分泌されているが、ウ　低血糖状態が続く場合を２型糖尿病と呼ぶ。２型糖尿病は家族歴のある児童生徒等に発症する傾向があるが、遺伝要因に加えて、エ　過食による肥満などの素因を有している児童生徒等が、オ　運動不足、エネルギーや動物性脂肪が過剰な食事、ストレスの多い生活などを続けていると発症すると考えられる。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	×	○	○	×
②	×	○	×	×	○
③	○	×	○	×	×
④	○	○	×	○	○
⑤	○	○	×	○	×
⑥	×	×	○	×	○

⑹　次の文は、「保健主事のための実務ハンドブック―令和２年度改訂―」（令和３年３月　公益財団法人　日本学校保健会）に示された、保健主事について述べたものの一部である。［ 6 ］

保健主事は、学校保健とア　学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進（イ　学校保健委員会の運営）などウ　セーフティプロモーションに当たる職員であり、その果たすべき役割はますます大きくなっている。

このことから、保健主事はエ　充て職であるが、学校における保健に関する活動の調整にあたる教員として、すべてのオ　教職員が学校保健活動に関心をもち、それぞれの役割を円滑に遂行できるように指導・助言することが期待できる教員の配置を行うことやその職務に必要な資質の向上が求められている。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	×	○	○
②	○	×	×	×	○
③	○	○	×	×	×
④	×	×	○	○	×
⑤	×	○	○	×	×
⑥	×	×	○	○	○

⑺　次の文は、学校保健安全法第十九条及び第二十条である。［ 7 ］

第十九条　ア　校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はイ　健康上の問題がある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、ウ　出席を停止させることができる。

第二十条　エ　文部科学大臣は、感染症の予防上必要があるときは、オ　疾病の予防処置を行い、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	○	×	○	×
②	○	×	×	○	○
③	○	○	×	×	×
④	○	×	○	×	×
⑤	×	○	○	×	○
⑥	×	×	○	○	○

⑻　次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成27年度改訂」（平成28年３月　公益財団法人　日本学校保健会）に示された、心臓の疾病及び異常の有無について述べたものの一部である。 8

○１次検診

・心電図検査は、小学校、中学校、高等学校各第１学年全員にア　推奨されている。
・心電図検査（心音図）、イ　聴診上の結果をまとめて、有所見者のリストを作成し、心電図判読医、学校医等と相談の上、２次以降の検診受検リストを作成する。
・既に、医療機関に定期的に受診している者は２次以降の検診対象者とせず、主治医により記入されたウ　学校生活管理指導表を保護者に提出してもらう。
・１次検診にて心室頻拍やQT延長症候群などエ　突然死につながる疾患が見つかった場合は、至急オ　精密検査となる。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	×	○	○	×
②	○	○	×	×	○
③	×	×	×	×	×
④	×	○	○	○	○
⑤	○	○	×	×	×
⑥	×	×	○	○	○

⑼　次の文は、「赤十字救急法講習（15版）」（令和４年４月　日本赤十字社）に示された、骨折と歯のけがの手当について述べたものの一部である。 9

＜骨折の固定＞

○骨折などの場合、患部や患部の上下の関節を固定して患部の動揺を防ぐことにより、次のような効果があります。

・患部のア　痛みを和らげる。
・出血を防ぐ。
・傷病者が体位を変えたり移動する場合に、患部の動揺でイ　新たにきずがつくことを防ぐ。

＜歯のけが＞

○顔や歯茎からの出血は、ガーゼなどでウ　圧迫して止血を試みます。
○抜けた歯は、「歯の保存液」もしくは冷えたエ　水道水に浸すか、それらがなければ、乾燥させないようにラップフィルムに包んで、速やかに歯科医師の診察を受けてください。
○抜けた歯を持つときには、オ　歯冠部分を手で触れてはいけません。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	×	×	×	○
②	○	×	×	○	○
③	×	×	○	○	×
④	×	○	×	×	○
⑤	○	○	○	×	×
⑥	×	○	○	○	×

⑽　次の文は、「熱中症環境保健マニュアル2022」（令和４年３月　環境省）に示された、暑さ指数について述べたものの一部である。 10

・　暑さ指数（WBGT）は、人体と外気との熱のやりとり（ア　脱水）に着目し、気温、イ　湿度、日射・輻射、風の要素をもとに算出する指標として、特に労働や運動時の熱中症予防に用いられています。
・　暑さ指数（WBGT）28以上31未満の熱中症予防運動指針は「ウ　警戒（積極的に休憩）」である。熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走などエ　体温が上昇しやすい運動は避ける。10 ～ 20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。オ　暑さに弱い人は運動を軽減または中止。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	×	○	○	○
②	○	○	×	×	○
③	×	○	×	○	○
④	○	○	×	×	×
⑤	×	×	○	○	×
⑥	○	×	○	×	×

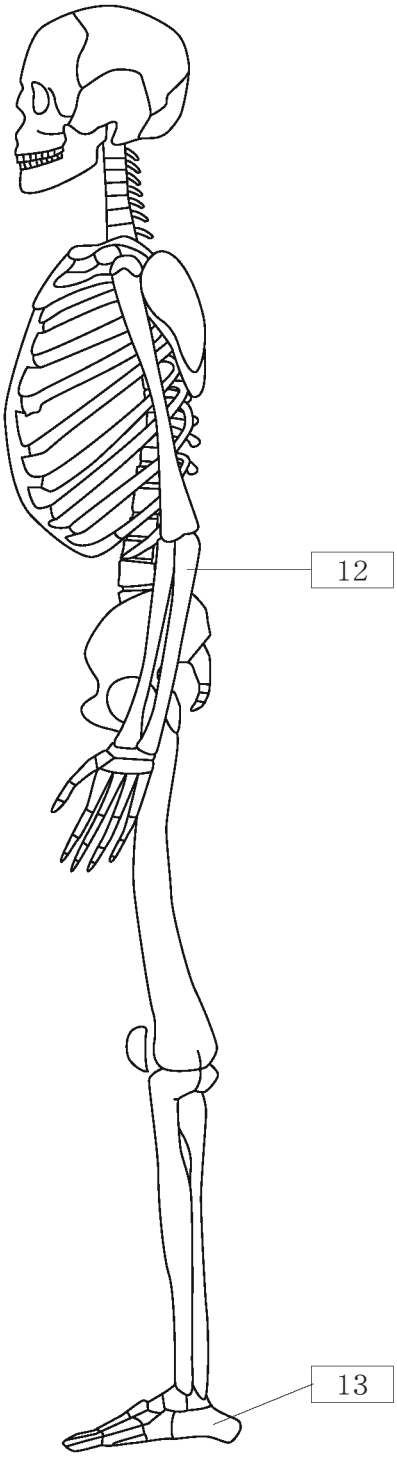
⑾　次の文は、「『生きる力』を育む学校での歯・口の健康づくり　令和元年度改訂」（令和２年２月　公益財団法人　日本学校保健会）に示された、学校における歯・口の健康づくりの目標について述べたものの一部である。 11

・　歯・口の健康づくりに関する学習を通して，自らの健康課題を見付け，それをよりよく解決する方法を工夫・実践し，評価して，ア　生涯にわたって健康の保持増進ができるようなイ　ハイリスク・アプローチを育てる。
・　歯・口の健康づくりの学習を通じて，ウ　友人や家族など他人の健康にも気を配り，自他ともに健康であることの重要性が理解できるようにする。
・　エ　健康な社会づくりの重要性を認識し，歯・口の健康づくりの活動を通じて，学校，家庭及び地域社会の健康の保持増進に関する活動に進んで参加し，オ　貢献できるようにする。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	×	○	○	○
②	×	×	○	○	×
③	×	○	×	○	×
④	○	○	×	×	×
⑤	×	×	○	○	○
⑥	○	○	×	×	○

2　次の各問について、あてはまる最も適切な語句をそれぞれ一つ選び、記号で答えよ。(完全解答)

⑴　次の図は、「赤十字救急法講習（15版)」(令和４年４月　日本赤十字社）に示された、人体の構造の一部である。 12 、 13 にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。



①　橈骨	②　中手骨	③　尺骨	④　仙骨
⑤　踵骨	⑥　脛骨	⑦　腓骨	⑧　上腕骨

⑵　次の文は、学校保健安全法第十五条及び第十六条である。［ 14 ］、［ 15 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

（職員の健康診断）
第十五条　学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。
２　学校の設置者は、必要があるときは、［ 14 ］、学校の職員の健康診断を行うものとする。
第十六条　学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、［ 15 ］、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

①　感染症の予防に関し	②　臨時に	③　実情に応じて
④　遅滞なく	⑤　必要な措置を講じ	⑥　治療を勧告し
⑦　保健上必要な助言を行い	⑧　治療を指示し	

⑶　次の文は、学校保健安全法施行規則第二十二条の一部である。［ 16 ］、［ 17 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

第二十二条　学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
二　学校の環境衛生の維持及び改善に関し、［ 16 ］と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
十　前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における［ 17 ］に関する指導に従事すること。

①　学校薬剤師	②　地方公共団体	③　学校保健技師
④　保健所	⑤　保健管理に関する専門的事項	⑥　胸部エツクス線検査
⑦　日常的な点検	⑧　安全点検	

⑷　次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成27年度改訂」（平成28年３月　公益財団法人日本学校保健会）に示された、聴力検査について述べたものの一部である。［ 18 ］、［ 19 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

・　学校における検査では選別用オージオメータが用いられる。
・　オージオメータは頻繁に使用すると精度に狂いが生じるので、JIS規格にあっているかどうか定期的に専門業者による［ 18 ］が必要である。
・　聴力は平均聴力で示される。平均聴力は以下の式で算出される。
　500Hzの閾値ａdB、1,000Hzの閾値ｂdB、2,000Hzの閾値ｃdBのとき、
　　平均聴力＝（a＋2b＋c）/［ 19 ］

①　測定	②　校正	③　点検	④　交換
⑤　3	⑥　5	⑦　4	⑧　10

⑸　次の文は、学校保健安全法施行規則第十条である。［ 20 ］、［ 21 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

（臨時の健康診断）
第十条　法第十三条第二項の健康診断は、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。
一　感染症又は食中毒の発生したとき。
二　風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。
三　夏季における休業日の直前又は直後
四　結核、［ 20 ］その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。
五　［ 21 ］のとき。

①　精神障害	②　寄生虫病	③　感染性皮膚疾患
④　言語障害	⑤　転学	⑥　卒業
⑦　特別支援学級への編入	⑧　対外運動競技等への参加	

⑹　次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成27年度改訂」（平成28年３月　公益財団法人日本学校保健会）に示された、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態の検査について述べたものの一部である。［ 22 ］、［ 23 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

＜方法＞

１　養護教諭は保健調査票、学校での日常の健康観察等の整理された情報を、健康診断の際に学校医に提供する。

２　提供された保健調査等の情報を参考に、側わん症の検査を行う。四肢の状態等については、入室時の［ 22 ］に注意を払い、伝えられた保健調査でのチェックの有無等により、必要に応じて、留意事項を参考に、検査を行う。

＜判定＞

学校医による［ 23 ］等で、学業を行うのに支障があるような疾病・異常等が疑われる場合には、医療機関で検査を受けるよう勧め、専門医の判定を待つ。

①　姿勢・歩行の状態	②　身体の正中線	③　眼耳水平位	④　身長成長曲線
⑤　聴診	⑥　臨床医学的検査	⑦　血液検査	⑧　視触診

⑺　次の文は、「改訂６版　救急蘇生法の指針2020（市民用）」（日本救急医療財団　心肺蘇生法委員会監修）に示された、一次救命処置について述べたものの一部である。［ 24 ］、［ 25 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

〈心肺蘇生〉

・　傷病者の上半身をみて、10秒以内で［ 24 ］の動きを観察します。［ 24 ］の動きから、呼吸をしていない、または呼吸はしているが普段どおりではないと判断した場合は心停止と考えて、ただちに［ 25 ］を開始してください。

〈AED使用〉

・　電極パッドを貼り付ける間も［ 25 ］を続けます。電極パッドは傷病者の肌にしっかり密着させます。電極パッドと肌の間に空気が入っていると電気がうまく伝わりません。

①　頭	②　口元	③　喉	④　胸と腹
⑤　人工呼吸	⑥　気道異物除去法	⑦　胸骨圧迫	⑧　背部叩打

⑻　次の文は、学校保健安全法施行規則第三条に示された、就学時の健康診断について述べたものの一部である。［ 26 ］、［ 27 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

第三条　法第十一条の健康診断の方法及び技術的基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、当該各号に定めるとおりとする。

七　耳鼻咽頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び［ 26 ］等に注意する。

八　皮膚疾患の有無は、［ 27 ］、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。

①　アデノイド	②　鼻中隔わん曲症	③　音声言語異常
④　口蓋裂	⑤　脱毛	⑥　慢性じん麻疹
⑦　感染性皮膚疾患	⑧　アナフィラキシーの既往	

⑼　次の文は、学校保健安全法施行規則第十九条に示された、感染症の予防について述べたものの一部である。［ 28 ］、［ 29 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一　第一種の感染症にかかつた者については、治癒するまで。

二　第二種の感染症（結核及び［ 28 ］を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

チ　新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、［ 29 ］を経過するまで。

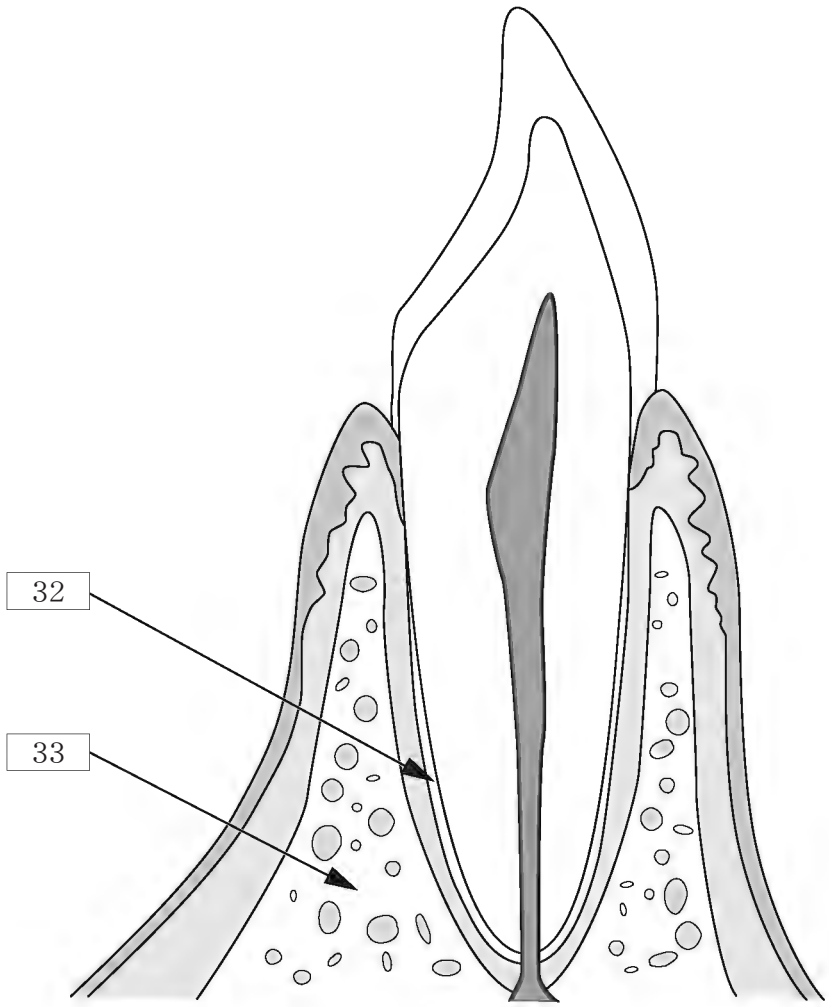
①　髄膜炎菌性髄膜炎	②　特定鳥インフルエンザ	③　麻しん
④　エボラ出血熱	⑤　症状が軽快した後一日	⑥　解熱した後三日
⑦　主要症状が消退した後二日	⑧　解熱した後二日	

⑽　次の文は、「赤十字救急法講習（15版）」（令和４年４月　日本赤十字社）に示された、RICE処置について述べたものである。［30］、［31］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

スポーツ外傷（捻挫や肉離れ、突き指など）に伴う患部の内出血や腫脹、［30］を防ぐことを目的に患肢や患部を安静にし、氷などで冷却するとともに、弾性包帯やテーピングで圧迫し、ケガをした足や手を［31］する方法をそれぞれの頭文字をとって「RICE」法といいます。

①　酸素不足	②　壊死	③　平衡失調	④　疼痛
⑤　挙上	⑥　固定	⑦　低く	⑧　保護

⑾　次の図は、「『生きる力』を育む学校での歯・口の健康づくり　令和元年度改訂」（令和２年２月　公益財団法人　日本学校保健会）に示された、下の前歯の断面図である。［32］、［33］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。



①　象牙質	②　歯根膜	③　エナメル質	④　セメント質
⑤　歯槽骨	⑥　歯肉	⑦　カルシウム	⑧　歯髄

3　次の各問の空欄に入る語句の組み合わせとして最も適当なものを、①から⑥の中から一つ選び、記号で答えよ。

⑴　次の文は、「こころのタネ　こころの健康　中学一～三年」（2022年３月　沖縄県　次世代の健康教育検討委員会）に示された、自己表現について述べたものの一部である。 34

・　［ア］とは、自他尊重的な自己表現です。自分の気持ちや考えが正直に、率直に、その場にふさわしい形で表現されます。
・　［イ］とは、非主張的な自己表現です。［ウ］をおさえます。
・　アグレッシブとは、［エ］な自己表現です。自分の考えや気持ちをはっきりと表現しますが、相手の気持ちを軽視するので、自分の考えや気持ちの押しつけになってしまいがちです。

	ア	イ	ウ	エ
①	マインドフルネス	ノンアサーティブ	自己批判	攻撃的
②	アサーティブ	ノンアサーティブ	自分の気持ちや考え	攻撃的
③	マインドフルネス	ノンアサーティブ	自分の気持ちや考え	意図的
④	マインドフルネス	セルフ・コンパッション	自己批判	意図的
⑤	アサーティブ	セルフ・コンパッション	自分の気持ちや考え	意図的
⑥	アサーティブ	セルフ・コンパッション	自己批判	攻撃的

⑵　次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成27年度改訂」（平成28年３月　公益財団法人日本学校保健会）に示された、視力検査の方法について述べたものの一部である。 35

1　視力表（視標）から眼までの距離は［ア］mとし、立たせるか椅子にかけさせる。
2　眼の高さと視標の高さはほぼ等しく、視標は視線に対し垂直に提示する。
3　最初に、左眼を［イ］等で圧迫しないように、のぞき見していないかを注意しながら遮閉する。右眼から眼を細めないで視標のランドルト環の切れ目を答えさせる。左眼についても同様に行う。
4　はじめに［ウ］の視標から開始するのを原則とする。上下左右のうち４方向を任意に見させ、視標の提示時間は［エ］秒間とする。

	ア	イ	ウ	エ
①	4	手指	0.3	30
②	4	遮眼器	0.3	3～5
③	5	遮眼器	0.7	30
④	5	手指	0.7	30
⑤	4	手指	0.7	3～5
⑥	5	遮眼器	0.3	3～5

⑶　次の文は、「気をつけよう!! 海のキケン生物」（沖縄県ホームページ）に示された、ハブクラゲに刺された場合の応急処置について述べたものの一部である。 36

1　刺されたらすぐに海からあがる
　刺された部分は絶対にこすらない
2　［ア］をたっぷりかける
　［ア］には［イ］を止めるはたらきがあります
3　触手を［ウ］
4　痛いときは［エ］

	ア	イ	ウ	エ
①	アルコール類	ショック症状	口で吸い出す	お湯につける
②	酢（食酢）	ショック症状	口で吸い出す	氷や冷水で冷やす
③	アルコール類	刺胞の発射	手でそっと取り除く	お湯につける
④	酢（食酢）	刺胞の発射	手でそっと取り除く	氷や冷水で冷やす
⑤	酢（食酢）	刺胞の発射	口で吸い出す	お湯につける
⑥	アルコール類	ショック症状	手でそっと取り除く	氷や冷水で冷やす

⑷　次の文は、「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引－令和３年度改訂－」（令和４年３月　公益財団法人　日本学校保健会）に示された、健康相談に当たっての基礎事項や留意点について述べたものの一部である。 37

〈相談に当たっての基礎事項〉
・　相談は、児童生徒や保護者が話しやすく受容的で温かい雰囲気づくりに努める。対面する座り方のほか、斜めあるいは90度に座ると［ア］。
・　原則として、できる限り［イ］し、相談者の立場に立って話を聞く姿勢に心がける。
・　相談時間は一般的に［ウ］分を上限とし、いたずらに長時間にならないよう心がけることが基本であるが、児童生徒の状況に合わせて柔軟に対応する。

〈相談に当たっての留意点〉
・　［エ］について相談者に伝える。

	ア	イ	ウ	エ
①	緊張感が和らぐ	一人で対応	30	守秘義務
②	不安になる	先入観にとらわれないように	50	精神疾患の可能性
③	不安になる	先入観にとらわれないように	30	精神疾患の可能性
④	緊張感が和らぐ	先入観にとらわれないように	50	守秘義務
⑤	緊張感が和らぐ	一人で対応	50	精神疾患の可能性
⑥	不安になる	一人で対応	30	守秘義務

⑸　次の文は，「中学校学習指導要領（平成29年３月告示）第２章　各教科　第７節　保健体育　第２　各学年の目標及び内容〔保健分野〕　２　内容」について述べたものの一部である。 38

２　内　容

⑷　健康と環境について，課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　健康と環境について理解を深めること。

㋐　身体には，環境に対して［ア］適応能力があること。身体の適応能力を超えた環境は，健康に影響を及ぼすことがあること。また，［イ］生活を送るための温度，湿度や明るさには一定の範囲があること。

㋑　飲料水や空気は，健康と密接な関わりがあること。また，飲料水や空気を衛生的に保つには，［ウ］あること。

㋒　人間の生活によって生じた［エ］は，環境の保全に十分配慮し，環境を汚染しないように衛生的に処理する必要があること。

	ア	イ	ウ	エ
①	高い	快適で能率のよい	基準に適合するよう管理する必要が	水質の汚濁
②	ある程度まで	快適で能率のよい	基準に適合するよう管理する必要が	廃棄物
③	高い	安全な	基準に適合するよう管理する必要が	水質の汚濁
④	ある程度まで	安全な	個人や社会の取組が重要で	廃棄物
⑤	高い	快適で能率のよい	個人や社会の取組が重要で	廃棄物
⑥	ある程度まで	安全な	個人や社会の取組が重要で	水質の汚濁

⑹　次の文は、「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引－令和３年度改訂－」（令和４年３月　公益財団法人　日本学校保健会）に示された、結核について述べたものである。［39］

・　全身の感染症であるが、肺に病変を起こすことが多い感染症である。
・　子供、特に乳幼児では［ア］感染が多く、また大部分が［イ］である。
・　予防接種の効果や治療法の進歩で死亡率は低くなったが、結核は決して過去の病気ではなく、学校における集団感染の可能性等を含め、依然として重要な感染症である。
・　なお、学校・幼稚園・保育所などでの集団感染の初発例が教職員などの大人であることも多く、教職員の［ウ］は重要である。
・　結核が発生した場合には、診断した医師から直ちに保健所に届出が出され、保健所が［エ］に基づいて対策を行うこととなる。病状（感染性）に応じた対応を行うことになるので、学校は保健所と情報共有することが重要である。

	ア	イ	ウ	エ
①	院内	初感染結核	健康管理	結核予防法
②	家族内	強毒性	ツベルクリン反応検査	感染症法
③	院内	強毒性	健康管理	結核予防法
④	院内	初感染結核	ツベルクリン反応検査	感染症法
⑤	家族内	強毒性	ツベルクリン反応検査	結核予防法
⑥	家族内	初感染結核	健康管理	感染症法

⑺　次の文は、「学校環境衛生管理マニュアル（平成30年度改訂版）」（平成30年５月　文部科学省）に示された、検査項目の換気について述べたものの一部である。［40］

・　教室内の空気は、［ア］がなければ、在室する児童生徒等の呼吸等によって、教室の［イ］の量が増加するとともに、同時に他の汚染物質も増加することが考えられる。
・　［イ］の量とともに他の汚染物質の増加も考えられることから、空気清浄度の判定は、［ウ］及び揮発性有機化合物の濃度等の測定結果を踏まえて、総合的に評価すること。
・　検査場所は、学校の授業中等に、各階１以上の教室等を選び、適当な場所１か所以上の［エ］の高さにおいて検査を行う。

	ア	イ	ウ	エ
①	扇風機	酸素	一酸化炭素	床
②	外気との入れ換え	酸素	一酸化炭素	床
③	扇風機	二酸化炭素	気流	机上
④	扇風機	酸素	気流	机上
⑤	外気との入れ換え	二酸化炭素	一酸化炭素	机上
⑥	外気との入れ換え	二酸化炭素	気流	床

⑻　次の文は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン　令和元年度改訂」（令和２年３月　公益財団法人　日本学校保健会）に示された、緊急性が高いアレルギー症状について述べたものの一部である。［41］

○　緊急性の高いアレルギー症状があるかどうかの判断を［ア］分以内に行います。緊急性が高いアレルギー症状として13の症状があります（下図）。いずれかのうち［イ］症状があれば、緊急性が高いアレルギー症状があると判断します。

＜緊急性が高いアレルギー症状＞

全身の症状	呼吸器の症状	消化器の症状
□ぐったり	□のどや胸が締め付けられる	□我慢できない腹痛
□意識もうろう	□声がかすれる	□繰り返し吐き続ける
□尿や便を漏らす	□犬が吠えるようなせき	
□脈が触れにくい	□息がしにくい	
□唇や爪が青白い	□持続する強いせき込み	
	□ぜーぜーする呼吸	
	（ぜん息発作と区別できない場合を含む）	

○　緊急性が高いアレルギー症状があると判断した場合の対応は、以下の３点です。
- ただちにエピペン®を使用する。
- 救急車を要請する。
- ［ウ］安静にする。

○　児童生徒等が呼びかけに反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生法を行います。

○　［ウ］安静にする場合の体位の基本は、仰向けに寝かせて足の下にランドセルやかばんなどを入れて高くします。これは［エ］への対応です。

	ア	イ	ウ	エ
①	15	一つでも	移動して	ぜん鳴
②	5	一つでも	その場で	血圧低下
③	15	複数の	その場で	血圧低下
④	5	一つでも	移動して	ぜん鳴
⑤	5	複数の	移動して	血圧低下
⑥	15	複数の	その場で	ぜん鳴

⑼　次の文は、「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引－令和３年度改訂－」（令和４年３月　公益財団法人　日本学校保健会）に示された、麻しんについて述べたものである。［42］

・　2007年に［ア］を中心とする学校等での麻しんの流行を経験し、従来は乳幼児の疾患と考えられがちであった麻しんを［イ］として位置付け、学校も積極的に麻しん対策に取り組んでいくことの重要性が改めて認識されたところである。
・　学校及びその設置者が効果的な麻しん対策を行うためには、麻しんの［ウ］を理解し、日頃から［エ］を施すとともに、万一麻しんが発生した場合には迅速な対応をとることが重要である。
・　対策を進める上では、学校医、教育委員会、地域の保健所等と緊密に連携することが必要である。

	ア	イ	ウ	エ
①	小学校	学校保健上の重要な課題	治療薬	十分な予防策
②	高校・大学	学校保健上の重要な課題	治療薬	汚染源の排除、消毒
③	小学校	指定感染症	治療薬	十分な予防策
④	高校・大学	学校保健上の重要な課題	感染力及び重篤性	十分な予防策
⑤	高校・大学	指定感染症	感染力及び重篤性	汚染源の排除、消毒
⑥	小学校	指定感染症	感染力及び重篤性	汚染源の排除、消毒

⑽　次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成27年度改訂」（平成28年３月　公益財団法人日本学校保健会）に示された、歯・口腔の健康診断の事後措置について述べたものの一部である。［43］

・　［ア］COとは、放置するとむし歯に移行するリスクのある歯である。そのため、学校歯科医による健康相談、臨時の健康診断を行うことが望ましい。また、地域の医療機関（かかりつけ歯科医等）の専門家による継続的な管理、［イ］等の予防処置によって歯質の抵抗性を高めていくことも考えられる。
・　歯周疾患要観察者［ウ］は、歯肉に腫脹や軽い出血がみられる［エ］であり、ブラッシング指導等を適切に行い、観察を続ける必要がある者である。

	ア	イ	ウ	エ
①	シーラント	矯正治療	G	歯肉炎
②	要観察歯	矯正治療	GO	若年性歯周炎
③	シーラント	フッ化物の歯面塗布	G	若年性歯周炎
④	要観察歯	フッ化物の歯面塗布	GO	歯肉炎
⑤	要観察歯	矯正治療	G	歯肉炎
⑥	シーラント	フッ化物の歯面塗布	GO	若年性歯周炎

令和6年度実施　沖縄県公立学校教員候補者選考　第1次試験

【養護教諭】マークシート正答・配点表

問題番号	正答	配点	備考
1	⑤	6	
2	①	5	
3	③	6	
4	③	5	
5	④	5	
6	①	6	
7	④	5	
8	④	5	
9	⑤	5	
10	③	5	
11	①	6	
12	③	6	完全解答
13	⑤		
14	②	6	完全解答
15	⑧		
16	①	6	完全解答
17	⑤		
18	②	6	完全解答
19	⑦		
20	②	6	完全解答
21	⑥		
22	①	6	完全解答
23	⑧		
24	④	6	完全解答
25	⑦		
26	③	6	完全解答
27	⑦		
28	①	6	完全解答
29	⑤		
30	④	6	完全解答
31	⑤		
32	④	6	完全解答
33	⑤		
34	②	6	
35	⑥	5	
36	④	5	
37	④	6	
38	②	5	
39	⑥	6	
40	⑤	6	
41	②	5	
42	④	6	
43	④	5	